

四 半 期 報 告 書

(第69期第 1 四半期)

い ち よ し 証 券 株 式 会 社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【設備の状況】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【株価の推移】	23
3 【役員の状況】	23
4 【業務の状況】	24
第5 【経理の状況】	27
1 【四半期連結財務諸表】	28
2 【その他】	41
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	42

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日

【四半期会計期間】 第69期第1四半期
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 いちよし証券株式会社

【英訳名】 Ichiyoshi Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役(兼)代表執行役社長 武 樋 政 司

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

【電話番号】 東京 (03) 3555-6210 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 財務・企画担当 山 崎 泰 明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

【電話番号】 東京 (03) 3555-6210 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 財務・企画担当 山 崎 泰 明

【縦覧に供する場所】 大阪支店
(大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号)

岡山支店
(岡山市北区内山下一丁目1番5号)

神戸支店
(神戸市中央区加納町六丁目6番1号)

横浜支店
(横浜市西区南幸二丁目20番5号)

千葉支店
(千葉市中央区新町1番地20)

名古屋支店
(名古屋市中区栄三丁目1番26号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社 大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第68期 第1四半期連結 累計（会計）期間	第69期 第1四半期連結 累計（会計）期間	第68期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
営業収益 (百万円)	4,150	3,510	15,744
純営業収益 (百万円)	4,126	3,490	15,661
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	127	△ 246	140
四半期（当期）純利益又は四半期 純損失（△） (百万円)	98	△ 209	40
純資産額 (百万円)	27,911	26,238	26,917
総資産額 (百万円)	39,287	34,593	37,254
1株当たり純資産額 (円)	634.73	601.85	619.13
1株当たり四半期（当期）純利益 又は1株当たり四半期純損失 （△） (円)	2.24	△ 4.82	0.93
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	70.8	75.7	72.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 2,562	3,477	△ 5,215
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 73	△ 25	△ 210
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 418	△ 506	△ 768
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	12,275	12,097	9,156
従業員数 (名)	1,057	997	984

（注） 1 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 第68期第1四半期連結累計（会計）期間、第68期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第69期第1四半期連結累計（会計）期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{期末自己資本}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100(\%)$$

*自己資本＝純資産合計－（新株予約権＋少数株主持分）

5 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	997
---------	-----

(注) 1 当社グループは、投資・金融サービス業という単一セグメントであるため、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

2 従業員数は、契約社員（96名）及び歩合外務員（9名）を含め、顧問（6名）及び嘱託（2名）を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	923
---------	-----

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。

2 従業員数は、契約社員（72名）及び歩合外務員（9名）を含め、顧問（5名）及び嘱託（2名）を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間は、中国などの新興国景気の拡大や日米などの先進国の景気の持ち直しなどから世界景気は緩やかな景気回復傾向を続けてきましたが、ギリシャの財政危機が南欧諸国の信用不安へと波及し、世界の株式市場は再び調整局面を迎えました。国内の株式市場においては、日経平均株価が4月5日に年初来高値1万1,408円を付けた後、欧州の信用不安深刻化や円高進行により6月9日には9,378円まで下落しました。その後、ユーロ安・円高が一服したことなどから日経平均株価は一時、1万円の大台を上回りましたが、欧州の信用不安による世界景気への影響が懸念され、6月末は9,382円と、1万円割れで終わりました。一方、新興市場は4月下旬にかけて上昇しましたが、その後は投資家のリスク回避志向の高まりから新興市場の主要3指数は下落に転じました。

当第1四半期連結会計期間における東証一日平均売買代金は前第1四半期連結会計期間比3.1%減の1兆6,669億円、ジャスダック市場の一日平均売買代金は68.3%増の209億円となりました。

このような環境下、当社は「グローバル・ソブリン・オープン」、「メロン世界新興国ソブリン・ファンド」、「ダイワ日本国債ファンド」をお客様のベース資産として位置づけ、販売の中心に据えるとともに、「HSBCアジア・クオリティ株式オープン」、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド」等のエクイティ型投資信託の販売に注力して参りました。

その結果、当社グループの純営業収益は34億90百万円となりました。一方、販売費・一般管理費は37億58百万円となり、経常損失は2億46百万円となりました。

また、当第1四半期連結会計期間末の預り資産は、平成22年3月末比8.7%減の1兆2,511億円となりました。

内訳につきましては以下のとおりであります。

① 受入手数料

受入手数料の合計は30億42百万円（前第1四半期連結会計期間比17.2%減）となりました。

委託手数料：

株券の委託手数料合計は11億69百万円（前第1四半期連結会計期間比28.0%減）となりました。

このうち、株式委託手数料に占める中小型株式（東証２部・大証２部、ジャスダック、マザーズ、ヘラクレス）の割合は前第１四半期連結会計期間の10.2%から16.6%となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料：

発行市場では、新規公開企業２社の幹事・引受シ団に加入いたしました。また、既公開企業に係る公募・売出しは１社の幹事・引受シ団に加入いたしました。（前第１四半期連結会計期間は、新規公開企業に係る幹事・引受シ団への加入、及び既公開企業に係る公募・売出しの幹事・引受シ団への加入はありませんでした。）

この結果、株券及び債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は２百万円となりました。

なお、当第１四半期連結会計期間末における累計引受社数は830社（うち主幹事27社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料：

毎月分配型ファンドを中心に販売した投資信託に係る手数料が６億81百万円（前第１四半期連結会計期間比9.6%減）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は６億84百万円（同9.5%減）となりました。

その他の受入手数料：

その他の受入手数料は、投資信託の当第１四半期連結会計期間末残高が6,230億円（前第１四半期連結会計期間末比3.9%減）と減少しましたが、期中平均では増加したことから信託報酬が10億78百万円（同6.2%増）となりました。これに変額個人年金保険、ラップアカウントの口座管理料及びアンバンドリング手数料等を加え、11億78百万円（同7.7%減）となりました。

② トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、１億20百万円（前第１四半期連結会計期間比29.9%減）の利益となりました。債券等・その他のトレーディング損益は、96百万円（同11.6%増）の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では２億17百万円（同16.0%減）の利益となりました。

③ 金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の期中平均残高が前第１四半期連結会計期間に比べて増加したことにより62百万円（前第１四半期連結会計期間比1.8%増）、金融費用は、20百万円（同14.5%減）となり、差引き金融収支は42百万円（同12.2%増）となりました。

④ 販売費・一般管理費

コスト削減策が奏功し、販売費・一般管理費は37億58百万円（前第１四半期連結会計期間比6.9%減）となりました。

⑤ 経常損失

当第１四半期連結会計期間の経常損失は、営業外収益及び営業外費用を差引きした結果、２億46百万円となりました。

⑥ 特別損益

特別利益は、金融商品取引責任準備金戻入40百万円等で、62百万円を計上いたしました。特別損失は、投資有価証券評価損2百万円等で、3百万円を計上いたしました。その結果、当第1四半期連結会計期間の特別損益は59百万円の利益となりました。

⑦ 四半期純損失

当第1四半期連結会計期間の四半期純損失は、税金等調整前四半期純損失1億87百万円から法人税、住民税及び事業税10百万円及び法人税等調整額13百万円等を差引きした結果、2億9百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

投資信託に係る募集等払込金の減少等により、当第1四半期連結会計期間末の総資産は345億93百万円（前連結会計年度末比7.1%減）となり、負債合計は、83億54百万円（同19.2%減）となりました。その結果、純資産は262億38百万円（同2.5%減）となり、自己資本比率は75.7%となりました。また、当社の自己資本規制比率は、493.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失に加えて信用取引借入金及び信用取引貸証券受入金の減少による減少等がありましたが、投資信託に係る募集等払込金の減少等により増加し、34億77百万円（前第1四半期連結会計期間比60億39百万円の増加）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入があったものの、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出等により、△25百万円（同47百万円の増加）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により、△5億6百万円（同88百万円の減少）となりました。

以上により、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末残高に比べ、29億41百万円増加し、120億97百万円となりました。

資金の流動性については、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高が120億97百万円となり、十分な流動性を確保しております。

（４）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

＜ 当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策） ＞

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社を作ろう」を合い言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社は、当社株式について大規模買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、昨今の我が国の資本市場における大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大規模買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

① 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、平成8年4月以降3回の中期経営計画の実施により構築した土台の上に「ブランド・ブティックハウス」構築の為に「棟上げ」をする位置づけで、平成20年4月から「中期経営計画」に取り組んで参りました。しかしながら、平成20年9月のリーマン破綻以降、未曾有のグローバル金融危機とそれに伴う世界経済危機により、当社を取り巻く経営環境は急激に悪化いたしました。

この経営環境の悪化により、当社が積み上げてきた「ブランド・ブティックハウス」の土台を再度より強固なものに築き直す必要があると判断し、平成21年4月より「新中期経営計画」を以下のとおり策定しております。

(i) 経営方針

経営理念 「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」

経営目標 「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」

行動指針 「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」 「Long Term Good Relation」

(ii) 新中期経営計画の数値目標

目標の時期	平成24年3月末
預り資産	2兆円
主幹事会社数（累計）	35社
ROE	10～15%程度

(iii) 8つの基本戦略

イ、クレド（企業理念）の徹底— 永続的な繁栄を支える「価値基準」

ロ、営業基盤の拡大— 預り資産の増大

ハ、収支構造の改善の継続— 株式市場の変動に影響されない収支構造

ニ、既存ビジネスの収益力の厚み増加— 中小型株特化の収益力アップ

ホ、いちよしグループの総合力— 「トライアングル・ピラミッド経営」の強化

ヘ、コンプライアンスの実践— コンプライアンスは競争力の源泉

ト、チャネルの多様化— 成長戦略の一環

チ、人材の育成— 人材こそが成長の源泉

② コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、上述の経営理念を実現させるべく、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、平成15年6月より委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役3名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員2名を含む監査委員会による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。また、当社は、内部監査部門として内部監査部を、平成18年度より、内部統制委員会を設置し、内部統制の整備・充実に努めております。

これらに加え、平成21年2月より、業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、経営上の重要課題として捉えております。

業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、平成20年3月期より新たに純資産配当率(DOE)も勘案し配当方針を決定しております。

具体的には、配当性向(40%程度)と純資産配当率(4%程度)を配当基準とし、それぞれ算出された金額のうち、いずれか高いものを採用して配当金額を決定する方針であります。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

三 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 目的

当社は、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の目的、内容、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取ったうえで株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにすべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について(買収防衛策)」を更新し(以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。)、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)といたしました。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付の提案を受けている事実はありません。

② 大規模買付ルールの概要

当社の定める大規模買付ルールは、イ. 大規模買付行為を行う者(以下、「大規模買付者」といいます。)から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、ロ. 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為の開始を認める、というものです。

(i) 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

(ii) 大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後 5 営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えられる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

イ. 大規模買付者及びその特定株主グループの概要

ロ. 大規模買付行為の目的及び内容

ハ. 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ

ニ. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画

ホ. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針

ヘ. 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が必要かつ十分になされたと判断した場合には、速やかにその旨及び評価期間が満了する日を開示します。

(iii) 当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、原則として、イ. 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には60日間、ロ. その他の大規模買付行為の場合には90日間、が当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細については、下記③（iii）「独立委員会の設置」をご参照下さい。）に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記③記載のとおり勧告を行うものとします。

③ 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会が対抗措置の発動を決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、（注４）新株予約権の概要のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下のイ．ないしへ．の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

イ．真に当社の経営に参加する意思がないにも関わらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ロ．当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ハ．当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資源として流用する予定で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ニ．当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ホ. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）

へ. その他、イ. ないしホ. に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

(iii) 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した社外取締役等で構成される独立委員会を設置いたしました。独立委員会の委員は3名とし、その詳細は（注5）独立委員会委員略歴のとおりとします。

独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や当社取締役会の意見などの検討等を行い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、執行役、執行役員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができるものとします。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを決定した場合、対抗措置の具体的内容等について速やかに情報開示を行います。

④ 株主・投資家に与える影響等

(i) 大規模買付ルール更新時の影響等

大規模買付ルールの更新は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの更新時点では、新株予約権無償割当て等を行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

(ii) 大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等

対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者及びその特定株主グループ等を除きます。）が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令及び金融商品取引所規則に従ってお知らせいたします。

なお、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が事後的に大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、不測の損害を被る可能性があります。

⑤ 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結時までといたします。ただし、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本対応方針は廃止されるものとします。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組みといたした各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(i) 上記取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

(ii) 上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由により、本対応方針は、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

ロ．株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認するため、平成22年6月19日開催の当社株主総会において本対応方針について株主の皆様にお諮りさせていただいております。また、本対応方針は、有効期限を約1年間としており、毎年株主の皆様にお諮りさせていただきます。

ハ．独立した社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針において大規模買付ルールを設定するにあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、大規模買付ルールの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役の行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ．合理的な客観的要件の設定

本対応方針に基づく大規模買付ルールは、上記三③「大規模買付行為が開始された場合の対応方針」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ホ．第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ヘ．デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三⑤「本対応方針の有効期限」にて記載したとおり、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の解任要件を加重していません。

(注1) 特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）

又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。）

を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。）も加算して計算するものとします。）

又は、

(ii) 特定株主グループが、(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

(注4) 新株予約権の概要

(i) 新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(ii) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(iii) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(iv) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の1個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式（普通株式）とし、新株予約権の1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(v) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の価額とします。

(vi) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(ix)項(ロ)に基づき、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

(vii) 新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する新株予約権も、下記(ix)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(viii) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(ix) 当社による新株予約権の取得

(イ) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

(ロ) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(注5) 独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の3名といたします。

安斎 隆（あんざい たかし）

（略歴）

昭和16年生

昭和38年 4月 日本銀行 入行

昭和60年 3月 同行新潟支店長

平成6年 5月 同行考査局長

平成6年 12月 同行理事

平成10年 11月 日本長期信用銀行頭取

平成12年 8月 (株)イトーヨーカ堂顧問

平成13年 4月 (株)アイワイバンク銀行（現 (株)セブン銀行）
代表取締役社長

平成22年 6月 同社代表取締役会長（現任）

※ 安斎隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

池田 典義（いけだ のりよし）

（略歴）

昭和15年生

昭和38年 4月 モービル石油(株) 入社

昭和46年 4月 (株)フジコンサルト(現 (株)アイネット) 代表取締役社長

平成15年 6月 (株)テレビ神奈川社外取締役（現任）

平成18年 6月 (株)アイネット代表取締役会長（現任）

※ 池田典義氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

五木田 彬（ごきた あきら）

（略歴）

昭和22年生

昭和53年 4月 検事任官 東京地方検察庁（刑事部、公判部）

昭和54年 3月 水戸地方検察庁

昭和57年 3月 東京地方検察庁（刑事部、特別捜査部）

昭和60年 3月 大阪地方検察庁（特別捜査部）

昭和62年 3月 東京地方検察庁（特別捜査部）

昭和63年 3月 検事退官

昭和63年 4月 弁護士登録

平成6年 5月 五木田・三浦法律事務所開設（現任）

平成22年 6月 当社取締役（現任）

※ 五木田彬氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第 3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第 1 四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第 1 四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,159,000
計	168,159,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,431,386	44,431,386	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	44,431,386	44,431,386	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成21年6月20日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	2,856（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	285,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり676（注2）
新株予約権の行使期間	平成23年10月2日～平成26年10月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 676 資本組入額 338
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）
新株予約権の取得条項に関する事項	（注4）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記III.に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

（注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	44,431	—	14,577	—	3,705

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、Harris Associates L.P. から、大量保有報告書の変更報告書の提出があり（報告義務発生日 平成22年4月21日）、次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
Harris Associates L.P.	2 North LaSalle Street, Suite 500, Chicago, IL, USA, 60602	6,982	15.71

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,023,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,387,100	433,871	同上
単元未満株式	普通株式 21,286	—	同上
発行済株式総数	44,431,386	—	—
総株主の議決権	—	433,871	—

(注) 「単元未満株式数」には、当社所有の自己株式61株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀 二丁目14番1号	1,023,000	—	1,023,000	2.30
計	—	1,023,000	—	1,023,000	2.30

(注) 当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)の自己株式は、910,900株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.05%)となっております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	693	664	626
最低(円)	616	545	580

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

執行役の状況

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役 第2アドバイザー本部長 エチケツトマナー 向上推進担当(兼) 投資相談担当	執行役 アドバイザーサポート 本部長 エチケツトマナー 向上推進担当	立 石 司 郎	平成22年7月1日

(注) 平成21年2月1日より導入しております、執行役員の役職の異動は以下のとおりであります。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役員 第1アドバイザー本部長 (兼)投資相談担当	執行役員 第2アドバイザー本部長 (兼)投資相談担当	矢 野 正 樹	平成22年7月1日
執行役員 アドバイザーサポート本部長	執行役員 第1アドバイザー本部長 (兼)投資相談担当	仁 尾 美紀男	平成22年7月1日

4 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前第1四半期 累計期間 (平成21.4～ 平成21.6)	委託手数料	1,614	2	11	—	1,629
	引受け・売出し・特定 投資家向け売付け勧誘 等の手数料	0	—	—	—	0
	募集・売出し・特定投 資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	—	1	754	—	756
	その他の受入手数料	4	2	1,015	222	1,245
	計	1,619	7	1,781	222	3,631
当第1四半期 累計期間 (平成22.4～ 平成22.6)	委託手数料	1,169	0	5	—	1,176
	引受け・売出し・特定 投資家向け売付け勧誘 等の手数料	2	—	—	—	2
	募集・売出し・特定投 資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	0	2	681	—	684
	その他の受入手数料	4	0	1,078	63	1,146
	計	1,176	3	1,766	63	3,009

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前第1四半期累計期間 (平成21.4～平成21.6)			当第1四半期累計期間 (平成22.4～平成22.6)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	160	11	171	121	△0	120
債券等トレーディング損益	92	0	92	77	0	78
その他のトレーディング損益	△4	△1	△5	14	4	18
合計	248	10	258	212	4	217

(3) 自己資本規制比率

		前第1四半期末 (平成21年6月30日現在)	当第1四半期末 (平成22年6月30日現在)
基本的項目	(百万円) (A)	27,521	26,239
補完的項目	その他有価証券評価 差額金(評価益)等 (百万円)	153	16
	金融商品取引責任準備金等 (百万円)	138	98
	一般貸倒引当金(百万円)	4	3
	計 (百万円) (B)	296	119
控除資産	(百万円) (C)	10,697	7,780
固定化されて いない自己資本	(A) + (B) - (C) (百万円) (D)	17,120	18,578
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	82	65
	取引先リスク相当額 (百万円)	307	226
	基礎的リスク相当額 (百万円)	3,841	3,470
	計 (百万円) (E)	4,230	3,762
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100 (%)	404.6	493.7

(注) 上記は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

当第1四半期累計期間の市場リスク相当額の月末平均額は80百万円、月末最大額は108百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は258百万円、月末最大額は298百万円であります。

(4) 有価証券の売買等業務

① 有価証券の売買の状況（先物取引を除く）

イ 株券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期 (平成21.4～平成21.6)	358,340	281,015	639,356
当第1四半期 (平成22.4～平成22.6)	334,865	309,648	644,514

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期 (平成21.4～平成21.6)	364	12,676	13,040
当第1四半期 (平成22.4～平成22.6)	134	12,768	12,903

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期 (平成21.4～平成21.6)	5,059	25,295	30,354
当第1四半期 (平成22.4～平成22.6)	3,196	25,170	28,366

② 証券先物取引等の状況

イ 株式に係る取引（先物取引）

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期 (平成21.4～平成21.6)	—	369,014	369,014
当第1四半期 (平成22.4～平成22.6)	—	291,997	291,997

ロ 株式に係る取引（オプション取引）

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期 (平成21.4～平成21.6)	2,130	114,071	116,201
当第1四半期 (平成22.4～平成22.6)	10,732	130,041	140,774

ハ 債券に係る取引

該当事項はありません。

- (5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

① 株券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前第1四半期 (平成21.4～ 平成21.6)	—	—	—	—	—	—	—
当第1四半期 (平成22.4～ 平成22.6)	43	46	—	—	1	—	—

② 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前第1四半期 (平成21.4～ 平成21.6)	国債	—	—	—	173	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	3,372	—	—
	合計	—	—	—	173	3,372	—	—
当第1四半期 (平成22.4～ 平成22.6)	国債	—	—	—	78	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	2,940	—	—
	合計	—	—	—	78	2,940	—	—

③ 受益証券

期別	種類		引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前第1四半期 (平成21.4～ 平成21.6)	株式 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	37,186	—	46	—
	公社債 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	71,671	—	—	—
	外国投信		—	—	—	3,411	—	—	—
	合計		—	—	—	112,269	—	46	—
当第1四半期 (平成22.4～ 平成22.6)	株式 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	32,988	—	587	—
	公社債 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	55,874	—	—	—
	外国投信		—	—	—	2,155	—	—	—
	合計		—	—	—	91,018	—	587	—

④ その他

コマーシャル・ペーパー、外国証書及びその他については、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	12,139	9,226
預託金	2,877	3,111
トレーディング商品	513	425
商品有価証券等	512	425
デリバティブ取引	0	—
約定見返勘定	—	33
信用取引資産	9,433	9,994
信用取引貸付金	9,313	8,912
信用取引借証券担保金	119	1,082
立替金	62	70
募集等払込金	905	5,419
短期貸付金	16	8
未収還付法人税等	6	—
未収収益	590	841
繰延税金資産	1	6
その他の流動資産	178	109
貸倒引当金	△12	△12
流動資産計	26,710	29,234
固定資産		
有形固定資産	4,230	4,295
建物	※1, ※2 1,739	※1, ※2 1,772
器具備品	※1 796	※1 836
土地	※2 1,687	※2 1,678
リース資産（純額）	※1 6	※1 6
無形固定資産	587	607
のれん	20	—
ソフトウェア	564	604
電話加入権	2	2
投資その他の資産	3,065	3,118
投資有価証券	※2 1,702	※2 1,762
長期貸付金	70	66
長期差入保証金	1,289	1,275
繰延税金資産	3	12
その他	97	97
貸倒引当金	△97	△97
固定資産計	7,882	8,020
資産合計	34,593	37,254

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	—	4
デリバティブ取引	—	4
約定見返勘定	25	—
信用取引負債	2,853	4,244
信用取引借入金	※2 2,654	※2 3,064
信用取引貸証券受入金	198	1,179
有価証券担保借入金	12	34
有価証券貸借取引受入金	12	34
預り金	2,773	2,534
受入保証金	616	873
短期借入金	※2 210	※2 210
リース債務	1	1
未払法人税等	28	89
賞与引当金	188	455
ポイント引当金	285	272
その他の流動負債	548	682
流動負債計	7,542	9,402
固定負債		
長期借入金	※2 431	※2 438
リース債務	4	5
繰延税金負債	3	19
再評価に係る繰延税金負債	40	40
退職給付引当金	194	221
役員退職慰労引当金	27	55
その他の固定負債	12	16
固定負債計	713	796
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※3 98	※3 138
特別法上の準備金計	98	138
負債合計	8,354	10,337
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,273	8,255
利益剰余金	5,710	6,441
自己株式	△460	△517
株主資本合計	28,101	28,758
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△48	△22
土地再評価差額金	△1,860	△1,860
評価・換算差額等合計	△1,908	△1,882
新株予約権	16	11
少数株主持分	29	30
純資産合計	26,238	26,917
負債・純資産合計	34,593	37,254

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業収益		
受入手数料	3,671	3,042
トレーディング損益	258	217
金融収益	61	62
その他の営業収益	158	188
営業収益計	4,150	3,510
金融費用	24	20
純営業収益	4,126	3,490
販売費・一般管理費		
取引関係費	※1 408	※1 354
人件費	※2 2,248	※2 2,066
不動産関係費	444	432
事務費	551	563
減価償却費	176	158
租税公課	41	36
貸倒引当金繰入れ	1	—
その他	164	146
販売費・一般管理費計	4,036	3,758
営業利益又は営業損失(△)	89	△267
営業外収益		
投資有価証券配当金	13	11
受取保険金及び配当金	18	0
持分法による投資利益	—	1
株式割当益	—	7
その他	6	2
営業外収益計	38	23
営業外費用		
売買差損金	0	0
その他	0	2
営業外費用計	0	2
経常利益又は経常損失(△)	127	△246
特別利益		
投資有価証券売却益	—	21
貸倒引当金戻入額	—	0
金融商品取引責任準備金戻入	29	40
その他	1	—
特別利益計	31	62

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
特別損失		
固定資産除却損	—	0
投資有価証券評価損	16	2
その他	34	—
特別損失計	50	3
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 (△)	107	△187
法人税、住民税及び事業税	10	10
法人税等調整額	0	13
法人税等合計	10	23
少数株主損益調整前四半期純損失 (△)	—	△211
少数株主損失 (△)	△1	△1
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	98	△209

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	107	△187
減価償却費	176	158
トレーディング商品評価損益(△は益)	△11	0
賞与引当金の増減額(△は減少)	△94	△267
退職給付引当金の増減額(△は減少)	10	△26
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1	△0
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△35	13
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	4	△27
受取利息及び受取配当金	△19	△15
支払利息	0	3
持分法による投資損益(△は益)	—	△1
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△21
投資有価証券評価損益(△は益)	16	2
固定資産除却損	—	0
金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少)	△29	△40
顧客分別金信託の増減額(△は増加)	△130	263
預り金及び受入保証金の増減額(△は減少)	283	△65
短期貸付金の増減額(△は増加)	6	△7
トレーディング商品の増減額	39	△92
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	△2,482	△829
募集等払込金の増減額(△は増加)	△550	4,513
その他	143	142
小計	△2,560	3,514
利息及び配当金の受取額	19	13
利息の支払額	△0	△4
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△19	△46
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,562	3,477
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△33	△20
無形固定資産の取得による支出	△25	△47
投資有価証券の取得による支出	△15	—
投資有価証券の売却による収入	—	46
長期貸付けによる支出	△4	△10
長期貸付金の回収による収入	6	5
その他	△0	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△73	△25

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	—	△7
リース債務の返済による支出	—	△0
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△418	△498
財務活動によるキャッシュ・フロー	△418	△506
現金及び現金同等物に係る換算差額	35	△37
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3,018	2,907
現金及び現金同等物の期首残高	15,294	9,156
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	34
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 12,275	※1 12,097

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間から「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 (2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 (3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間から「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)及び「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)並びに「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	当第1四半期連結累計期間から、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく、「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、「少数株主損益調整前四半期純損失(△)」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)						前連結会計年度末 (平成22年3月31日)					
※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 4,603百万円						※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 4,519百万円					
※2 担保資産						※2 担保資産					
被担保債務		担保に供している資産				被担保債務		担保に供している資産			
科目	期末残高 (百万円)	建物 (百万円)	土地 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	建物 (百万円)	土地 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	210	—	—	258	258	短期借入金	210	—	—	290	290
金融機関 借入金	210	—	—	243	243	金融機関 借入金	210	—	—	275	275
証券金融 会社 借入金	—	—	—	15	15	証券金融 会社 借入金	—	—	—	15	15
信用取引 借入金	2,654	—	—	82	82	信用取引 借入金	3,064	—	—	83	83
長期借入金	431	366	416	—	783	長期借入金	438	375	416	—	791
計	3,296	366	416	341	1,124	計	3,713	375	416	373	1,165
(注) 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として21百万円、短期借入金に対して51百万円、信用取引借入金に対して1,180百万円、先物取引証拠金等の代用として10百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として28百万円、清算預託金の代用として7百万円、清算基金として264百万円差し入れております。						(注) 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として34百万円、短期借入金に対して45百万円、信用取引借入金に対して1,561百万円、先物取引証拠金等の代用として8百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として50百万円、清算預託金の代用として7百万円、清算基金として378百万円差し入れております。					
※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5						※3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 (同左)					
4 有価証券等を差し入れた場合等の時価額						4 有価証券等を差し入れた場合等の時価額					
①信用取引貸証券 189百万円						①信用取引貸証券 1,273百万円					
②信用取引借入金本担保証券 2,547						②信用取引借入金本担保証券 3,122					
③貸付有価証券 11						③貸付有価証券 54					
5 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額						5 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額					
①信用取引貸付金本担保証券 7,696百万円						①信用取引貸付金本担保証券 8,999百万円					
②信用取引借証券 111						②信用取引借証券 1,092					
③借入有価証券 —						③借入有価証券 20					
④受入証拠金代用有価証券 0						④受入証拠金代用有価証券 0					
⑤受入保証金代用有価証券 12,775						⑤受入保証金代用有価証券 13,126					

(四半期連結損益計算書関係)

第1 四半期連結累計期間

前第1 四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1 四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※1 取引関係費には、ポイント引当金繰入26百万円が含まれております。	※1 取引関係費には、ポイント引当金繰入13百万円が含まれております。
※2 人件費には、賞与引当金繰入305百万円、退職給付費用105百万円及び役員退職慰労引当金繰入4百万円が含まれております。	※2 人件費には、賞与引当金繰入188百万円、退職給付費用80百万円及び役員退職慰労引当金繰入2百万円が含まれております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1 四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1 四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金・預金 12,346百万円 預入期間が3か月超の定期預金等 △178 〃 MMF 108 〃 現金及び現金同等物 12,275百万円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金・預金 12,139百万円 預入期間が3か月超の定期預金等 △149 〃 MMF 108 〃 現金及び現金同等物 12,097百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	44,431,386

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	910,937

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高
ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	—	—	16
合計		—	16

(注) スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月18日 取締役会	普通株式	520	12.00	平成22年3月31日	平成22年5月31日	利益剰余金

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの営業収益の合計及び営業利益の合計額に占める「投資・金融サービス業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの営業収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

【海外売上高(営業収益)】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外営業収益が連結営業収益の10%未満であるので、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当社グループの報告セグメントは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

取得による企業結合

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 環証券株式会社

事業の内容 金融商品取引業

② 企業結合を行った主な理由

和歌山県内での協働による事業展開を図るため。

③ 企業結合日

平成22年4月12日

④ 企業結合の法的形式

いちよし証券株式会社を存続会社、環証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

⑤ 結合後企業の名称

いちよし証券株式会社

⑥ 取得した議決権比率

合併直前に所有していた議決権比率 4.8%

企業結合日に追加取得した議決権比率 95.2%

取得後の議決権比率 100%

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年4月12日から平成22年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 合併直前に保有していた環証券株式会社の企業結合日における 6百万円
時価

企業結合日に交付したいちよし証券株式会社の普通株式の時価 74 〃

取得原価 80百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

環証券株式会社の普通株式1株に対して、いちよし証券株式会社の普通株式0.075株を割当交付いたしました。

② 株式交換比率の算定方法

株式会社コーポレートディレクションに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

③ 交付した株式数

112,125株

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんのご金額

21百万円

② 発生原因

主として環証券株式会社が金融商品取引業を展開する地域における協働による事業規模の拡大によって期待される超過収益力であります。

③ 償却の方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 601.85円	1株当たり純資産額 619.13円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	26,238	26,917
普通株式に係る純資産額(百万円)	26,192	26,875
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	16	11
少数株主持分	29	30
普通株式の発行済株式数(千株)	44,431	44,431
普通株式の自己株式数(千株)	910	1,023
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	43,520	43,408

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失（△）及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益 2.24円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 ー円	1株当たり四半期純損失（△） △4.82円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 ー円

(注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失（△）の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失（△）（百万円）	98	△209
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失（△）（百万円）	98	△209
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	43,850	43,506
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	ストック・オプションに係る 新株予約権 ①（決議年月日平成17年6月 25日、新株予約権の数720 個、株式数72千株） ②（決議年月日平成19年6月 23日、新株予約権の数800 個、株式数80千株）	ストック・オプションに係る 新株予約権 （決議年月日平成21年6月20 日、新株予約権の数2,856 個、株式数285,600株） この概要は、「新株予約権等 の状況」に記載のとおりであ ります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第1四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2 【その他】

平成22年5月18日開催の取締役会において、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり金銭による剰余金の配当を行うことを決議し、配当を行っております。

- ① 配当金の総額 520百万円
- ② 1株当たり配当金 12円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年5月31日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8 月13日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 西 幹 男 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 啓 仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月12日

いちよし証券株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 清 水 万里夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 啓 仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【会社名】	いちよし証券株式会社
【英訳名】	Ichiyoshi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役（兼）代表執行役社長 武 樋 政 司
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【縦覧に供する場所】	大阪支店 (大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号) 岡山支店 (岡山市北区内山下一丁目1番5号) 神戸支店 (神戸市中央区加納町六丁目6番1号) 横浜支店 (横浜市西区南幸二丁目20番5号) 千葉支店 (千葉市中央区新町1番地20) 名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目1番26号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役（兼）代表執行役社長武樋政司は、当社の第69期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。